
1号メーカー・インポーター向け

再資源化等契約案内書

第1.1版



自動車リサイクルシステム

2009/10/01

財団法人 自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部

はじめに

本書は、自動車リサイクル法第 106 条第 1 号で定める特定自動車製造業者「以下、1 号メーカー・インポーターという」が（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部と、再資源化等契約を締結する際に必要となる要件および、1 号メーカー・インポーターが実施するリサイクル関連業務の概要についてまとめたものです。

目次

1. 自動車リサイクル法とは	P1
2. 自動車リサイクルシステムとは	P2
3. (財)自動車リサイクル促進センターの概要	P2
4. 1号メーカー・インポーターのリサイクル関連業務	P4
5. 1号メーカー・インポーターが自ら実施する業務	P6
6. 立替払い費用	P6
7. 契約に必要な要件	P7
8. 契約の流れ	P9

1. 自動車リサイクル法とは

資源循環型社会の構築と環境保全を目的として、平成14年に制定され、平成17年1月に本格施行された法律で、以下の特徴を持つ。

- 1) 自動車メーカー・輸入業者がフロン類、エアバッグ類、シュレッターダスト(以下、ASR)を引取り、リサイクルを実施

■指定3物品処理の目的

<フロン類>

平成6年以前に生産された自動車のカーエアコン用には、オゾン層を破壊する**特定フロン(CFC12)**が使用されていた。平成7年以降はオゾン層を破壊しない**代替フロン(HFC134a)**の使用に切り替えた。しかし、代替フロンにも温室効果があるので、**地球温暖化問題の解決のため大気放出防止**が必要である。

<エアバッグ類>

近年では、自動車に装備される**エアバッグの個数は増大傾向**にあり、また、エアバッグ類は**爆発性**があるため、その**安全な処理には専門的な技術が必要**である。

<ASR>

シュレッターダストには自動車のほか、家電、自動販売機等から発生するものもあり、国内では年間約100万トン(平成19年環境白書)が排出されると言われている。そのうち**自動車由来のものが60万トン程度を占めている**。

一方で、近年、産業廃棄物の最終処分場の逼迫度合が深刻なレベルに達しているが、**適地不足などから最終処分場の建設が進まず**、これに伴い最終処分場に入れる際の**最終処分費用も高騰**しており、**ASRの埋立量を低減する必要性**が高まってきた。

- 2) 自動車関係者*の役割(責任)を明確化

※自動車所有者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車メーカー・輸入業者

- 3) 自動車所有者によるリサイクル料金の前払い方式を採用

■自動車リサイクル法施行後、新たに販売される自動車 → 新規登録・検査を受けるときまで

■施行時の既販車のうち、継続検査等を受ける自動車 → 施行後最初の継続検査等を受けるときまで
(3年間の時限措置)

■施行時の既販車のうち、継続検査等を受けずに → 使用済自動車として引取業者に引き渡すときまで
使用済みとなる自動車・構内車、後付装備分の料金

- 4) 使用済自動車の移動報告に電子マニフェスト制度を導入

- 5) 指定法人による制度運営

制度の根幹となる公的な業務を行う指定法人を国が指定。平成15年6月、

財団法人自動車リサイクル促進センターが指定された。

2. 自動車リサイクルシステムとは

自動車リサイクル法（以下「自り法」あるいは「法」という）に定められた制度を運用するために必要なすべての業務を体系化したシステム。（社）自動車工業会が中心となって開発、（財）自動車リサイクル促進センターほか複数の運用組織が共通で管理・運用を行う。

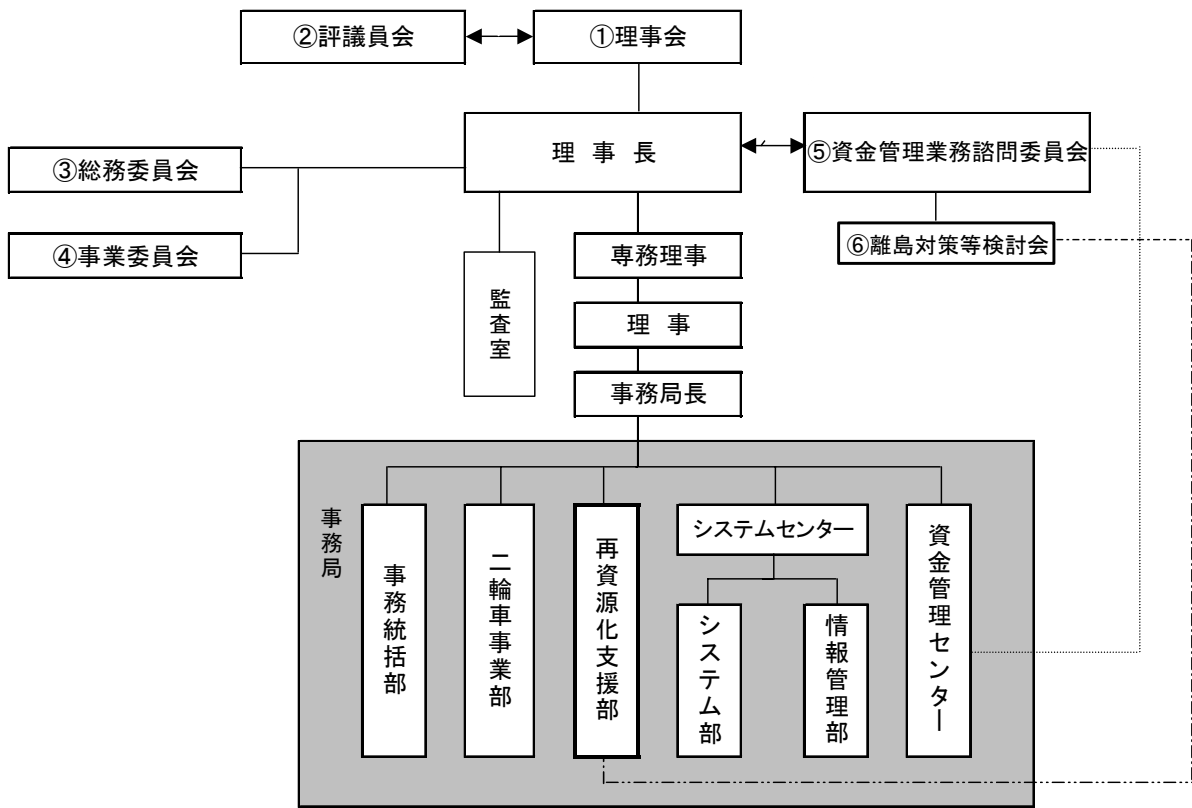
3. (財)自動車リサイクル促進センターの概要

名 称	財団法人 自動車リサイクル促進センター Japan Automobile Recycling Promotion Center (JARC)
設 立	平成 12 年 11 月 22 日
目 的	本財団は、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行うことにより、自動車ユーザーの便益の確保及び国民経済の健全な発展を図り、もって国民生活の維持、向上に貢献することを目的とする。
賛助会員	社団法人 日本自動車工業会 社団法人 日本自動車部品工業会 日本自動車輸入組合 社団法人 日本自動車販売協会連合会 社団法人 全国軽自動車協会連合会 社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 社団法人 日本自動車整備振興会連合会 社団法人 日本鉄リサイクル工業会 財団法人 日本自動車研究所



本財団は平成 15 年 6 月、自り法に基づく「資金管理法人」「指定再資源化機関」「情報管理センター」として、それぞれ指定を受けた。

1) 組織図



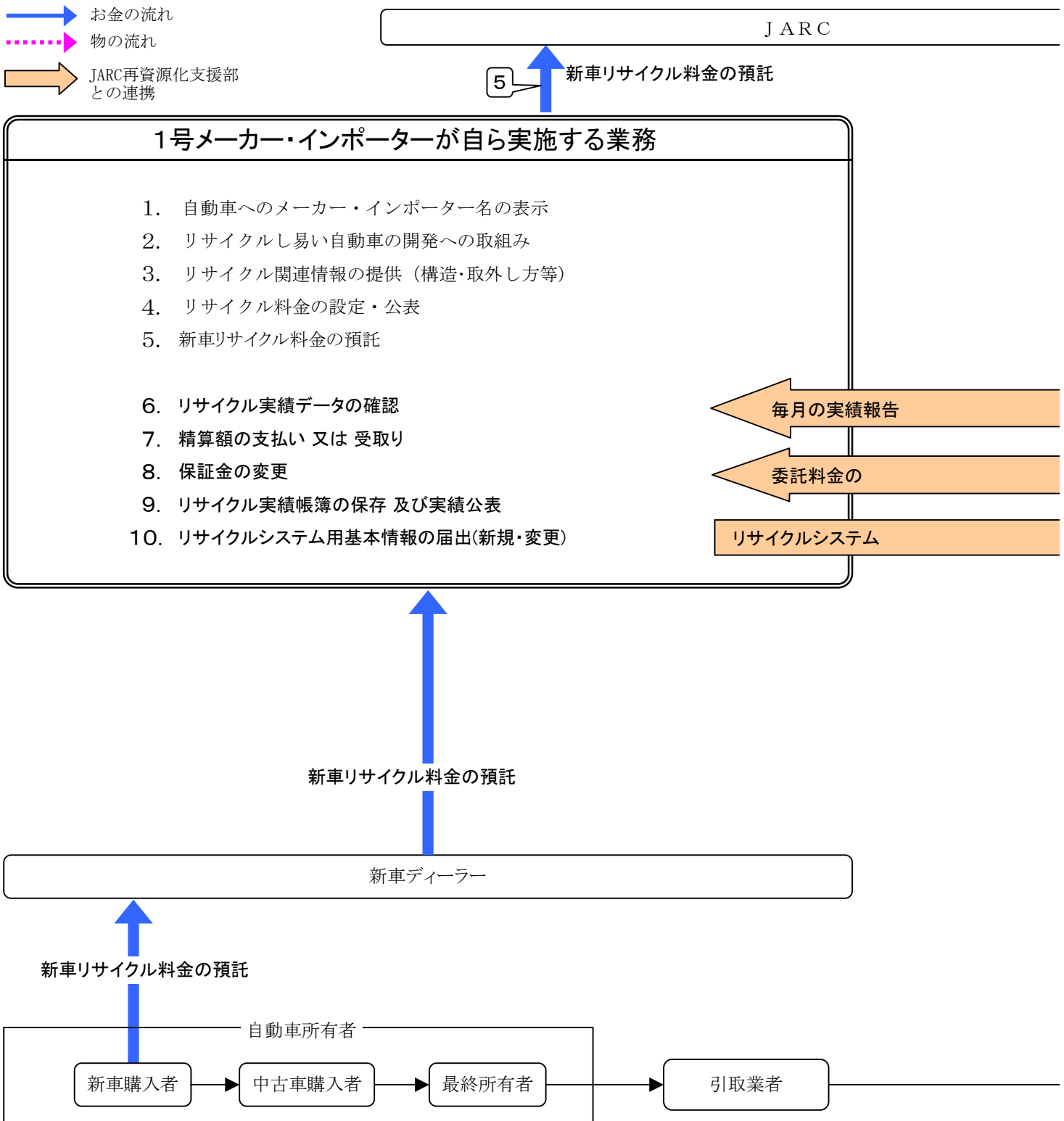
2) 1号メーカー・インポーターが関係する部署

(1)	再資源化支援部	<p>法第106条に定める 指定再資源化機関としての業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模製造・輸入業者からの再資源化等の受託業務 ② 義務者不存在車等の再資源化等業務 ③ 離島対策支援業務 ④ 不法投棄等対策(資金出えん協力)業務 ⑤ " (引取・再資源化等協力)業務 ⑥ 引取・再資源化等受託業務(自治体代執行以外) ⑦ 自動車リサイクルに関する調査、知識の普及・啓発 ⑧ " 照会への対応 ⑨ 上記全般の業務に付帯する業務
(2)	資金管理センター	<p>法第93条に定める資金管理法人としての業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化預託金等の管理および払渡し ・中古車輸出時の再資源化預託金等の返還 ・特定再資源化預託金等(剰余金)の確定と出えん
(3)	情報管理部	<p>法第115条に定める情報管理センターとしての業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動報告制度の維持および管理
(4)	システム部	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクルシステムの維持および管理

4. 1号メーカー・インポーターのリサイクル関連業務

1) リサイクル関連業務の全体像

- ・1号メーカー・インポーター^{※1}(以下「1号各社」)のリサイクル関連業務は、下図の1～21の通りです。
- ・左側の1～10の業務については、1号各社にて実施します。
また、6～10は、当センター再資源化支援部(以下「支援部」)との連携業務となります。
- ・右側の11～21は、支援部が業務を実施します。
- ・自動車製造業者等が1号メーカー・インポーターとして業務を行う場合は、再資源化支援部および、資金管理センターとの契約が必要になります。



- ※1 1号メーカー・インポーター
年間製造・輸入台数が1万台未満で、リサイクル法第106条第1号に基づき、支援部へ業務委託をしている会社
- ※2 自再協〔正式名称:有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構〕
メーカー12社と日本自動車輸入組合が、フロン類とエアバッグ類の引取・再資源化の効率化の為に設立した一元窓口組織
- ※3 ART〔正式名称:Automobile shredder residue Recycling promotion Team(自動車破砕残さリサイクル促進チーム)〕
日産を中心としたメーカー11社が設立し、ASRの引取り、リサイクル方法の検討等の共同企画業務を担う組織

資金管理センター

16 リサイクル料金の受取り

JARC再資源化支援部へ委託する業務

11. 3物品の引取基準の設定・公表
12. 3物品の指定引取場所の設置・公表
13. 3物品の引取り及び情報管理センターへの引取報告
14. 3物品のリサイクル実施
15. 回収料金・運搬料金の支払い（立替払い）
16. リサイクル料金の払渡し請求と受取り
17. リサイクル実績データの集計・報告
18. リサイクル料金と委託料金の精算額計算・通知
19. 保証金変更額の計算・通知
20. リサイクル実績帳簿の作成・提供
21. リサイクルシステム用基本情報の受付・登録

や帳簿の提供等

精算等

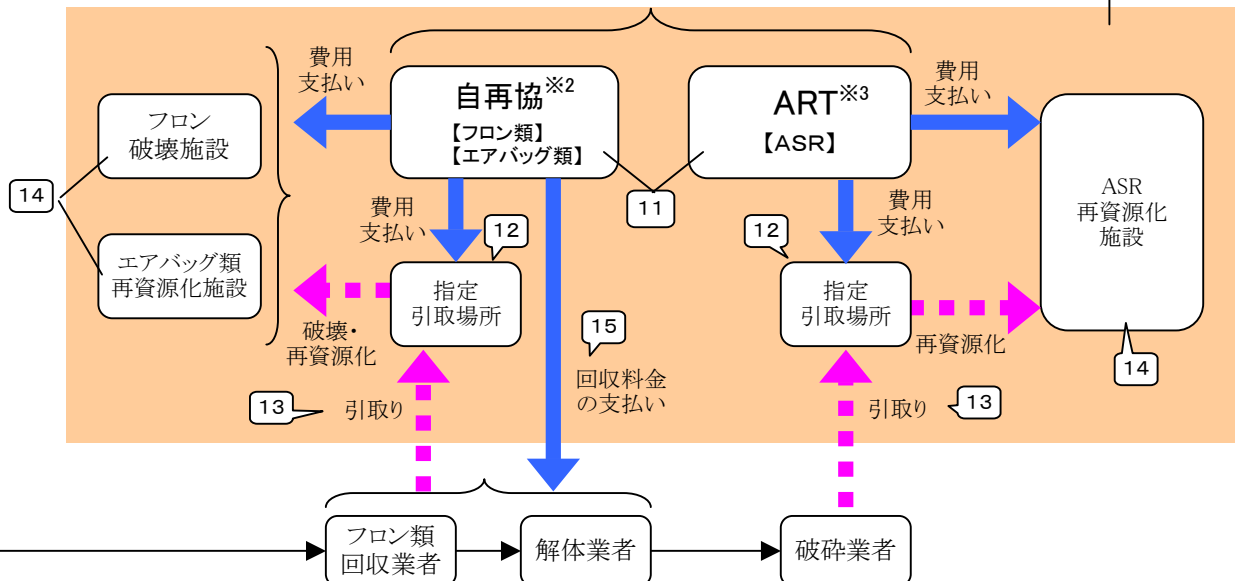
基本情報の提出

自再協へ
業務委託

リサイクル費用
支払い

ARTに
加盟

メーカー・インポーターの
責任範囲



5. 1号メーカー・インポーターが自ら実施する業務

- 1号メーカー・インポーターは、リサイクル費用の低減努力、エアバッグ類適正処理情報の提供、自動車への社名表示、リサイクル料金、回収料金の設定、毎年度の再資源化の実績を記録（帳簿の作成と保管）・公表、については、各社自ら実施する義務がある。
- 「再資源化等業務」は再資源化支援部に委託することができる。その内容は下表のとおり。

		解体・破壊工程		3物品引取・再資源化工程			
リサイクルの責任範囲		解体業者	運搬業者	再資源化支援部が委託を受ける範囲			
3物品の処理の流れ	エアバッグ類	1 取外・回収	2 一次運搬	3 指定引取場所	4 二次運搬	5 再資源化施設	6 自再協
	ASR	1 破碎	2 破碎業者運搬	3 指定引取場所		5 再資源化施設	6 自再協
リサイクル処理と料金の設定と負担		①回収料金	②一次運搬費 ASR運搬費補助費	JARC委託料金に含まれる ③指定引取場所費用 ④二次運搬費 ⑤再資源化費用 ⑥自再協手数料			

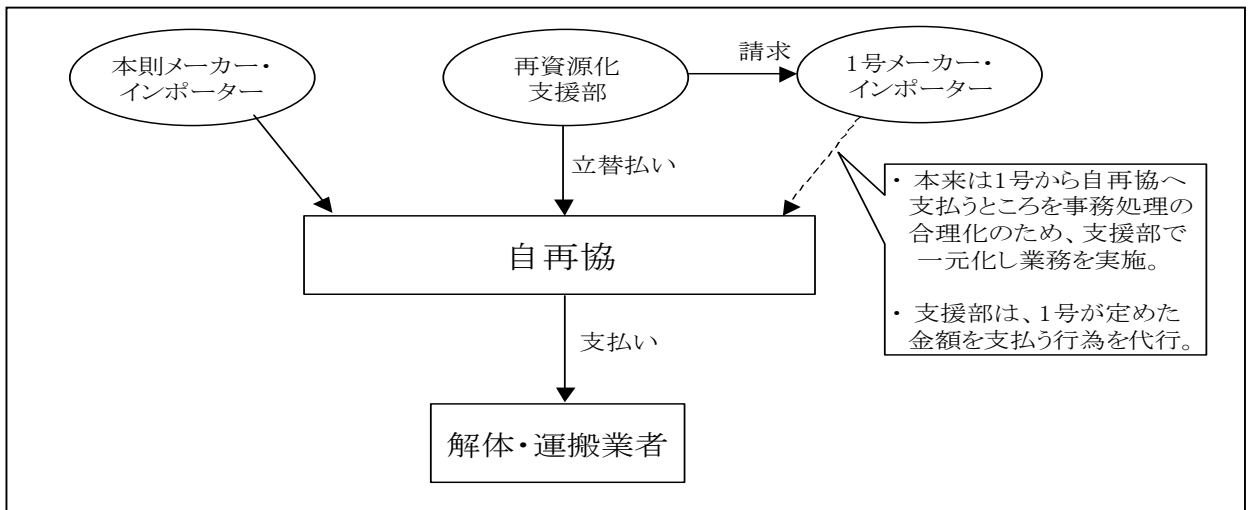
＜＜メーカー・インポーターの義務＞＞
回収料金・運搬料金の設定、支払い。

- ＜＜解体業者・運搬業者の義務＞＞
- エアバッグ類の取外し、回収。
 - 指定引取場所までの運搬。

- ① 1号メーカー・インポーターは再資源化支援部と委託契約を結び業務を委託。
- ② 法律で料金を定める義務に則って再資源化支援部で料金設定。

6. 立替払い費用

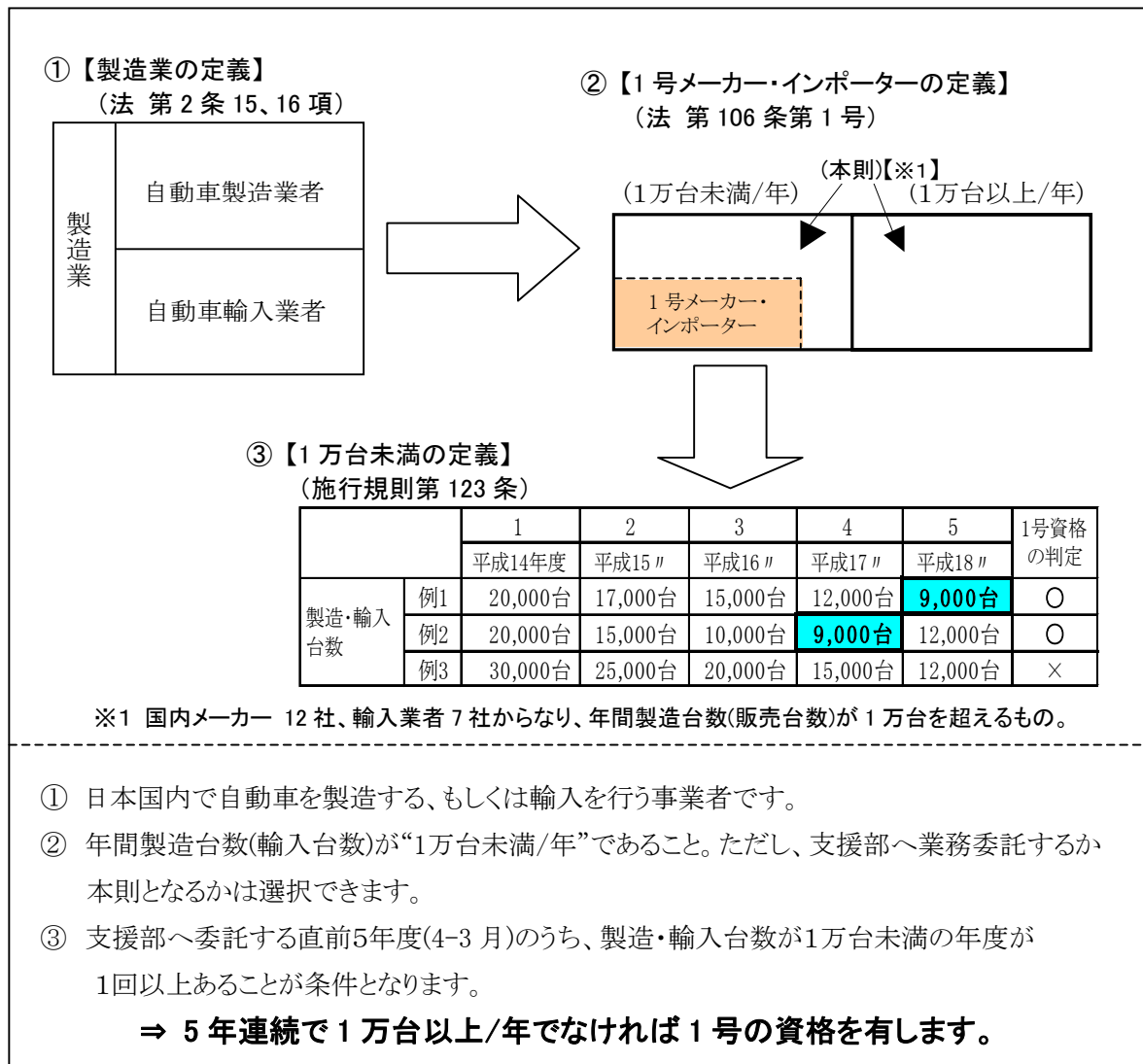
1号メーカー・インポーターが設定した回収料金、運搬料金を事務処理の合理化のため、再資源化支援部が自再協への支払いを代行する。



7. 契約に必要な要件

1) 1号メーカー・インポーターの定義

自動車リサイクル法における1号メーカー・インポーターの位置付けを下表に示します。
法文については、次ページをご参照ください。



2) 契約に必要な書類

契約時には、以下の必要書類の内容に基づき1号メーカー・インポーターの要件を満たしているかどうかを確認します。

- (1) 委託の直前5年間の各年度の製造等台数(0台を含む)を記入した再資源化等契約申請書
- (2) 商業登記簿謄本(目的欄に自動車製造業又は自動車の輸入業に関する記載があるものに限る)
- (3) 自動車を製造する行為又は輸入する行為に関する実態を証明できるものの写し(例として、自動車型式認定書、輸入契約書等)

3) 該当法文

自動車リサイクル法 106 条第 1 号、施行規則第 123 条に基づく年間製造台数(販売台数)が 1 号メーカー・インポーターであるかどうかの要件となります。以下がその条文となります。

(1) 1 号メーカー・インポーターの定義

① 自動車リサイクル法 106 条第 1 号

自動車製造業者等であってその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないもの(以下「特定自動車製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定自動車製造業者等が再資源化を行うべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

② 施行規則第 123 条

法第 106 条 1 号の主務省令で定める台数は、1 万台とする。

2. 自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前 5 年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数(国内むけ出荷に係るものに限る。)の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

(2) 製造業の定義

自動車リサイクル法第 2 条 15 項、16 項

この法律において「製造業」とは次に掲げる行為をいう。

1. 自動車を製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条に規定する非居住者を除く。以下この項においても同じ。)の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項についても同じ。)を受けて行うものを除く。)
2. 自動車を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)
3. 前 2 号に掲げる行為を他の者に対して委託をする行為。

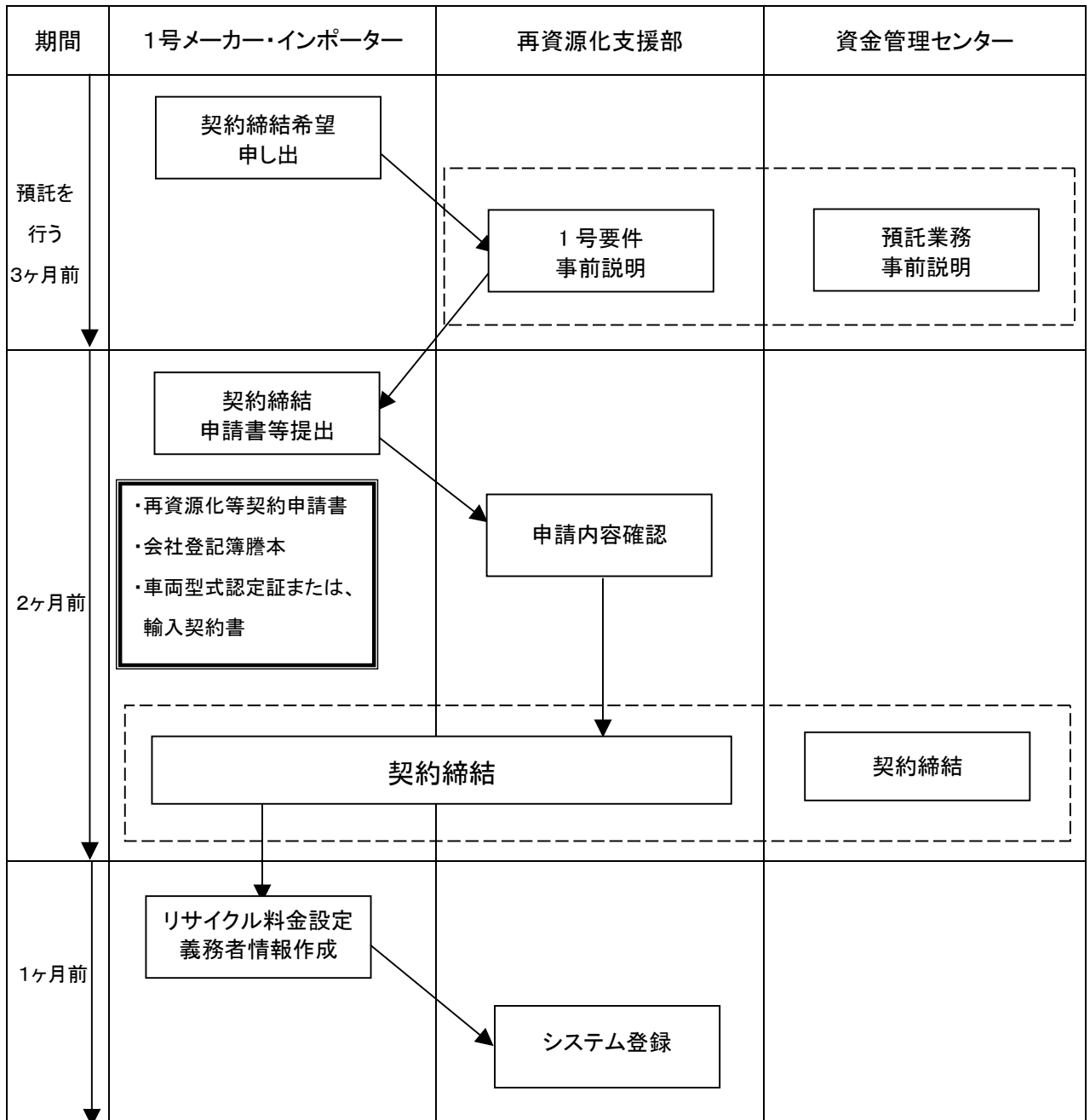
8. 契約の種類と契約の流れ

- 1) 1号メーカー・インポーターが自動車リサイクル法上の義務者となる為には、以下に定める契約の締結が必要となります。

契約先	契約名称
再資源化支援部	再資源化等契約
資金管理センター	自動車製造業者への使用済自動車再資源化預託金等の預託実務の委託並びに特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金の払渡しに関する契約

2) 契約の流れ

自動車製造業者等が再資源化支援部および資金管理センターと契約を締結する流れは以下のとおりになります。



本資料および、再資源化等契約に関する問い合わせ先

財) 自動車リサイクル促進センター

再資源化支援部 1・2号係

TEL: 03-5733-8302

FAX: 03-3438-1602

E-MAIL: shienbu@jarc.or.jp
